⑷　工事内容　本工事は、トンネル掘削工事（１ヵ所―延長751m）を含む延長1,405m（土工量：約５万㎥）の土木工事である。
⑸　工事概算数量
延長　1,405m（土工部：612m、トンネル部：751m、橋梁：42m）
幅員　トンネル部：3.5m×２車線、土工部：3.5m×２車線
土工量　約61千㎥（盛土工、トンネルずり処理工含まず）
ずり処理工　約67千㎥
函渠工　１箇所
橋台　８基
橋脚　２基
基礎工　1,716m（場所打ち杭：φ1,200～1,500）
トンネル工　１ヶ所―751m（ＮＡＴＭ工法）
⑹　工期　契約締結日の翌日から900日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約13,000㎥
鉄筋　約4850ｔ
ロックボルト　約9,000本
鋼アーチ支保工　約700基
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑽　本工事は、資料の提出・入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。
⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
２　競争参加資格　次に揚げる条件をすべて満足し、かつ、当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると東京支社長に認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　競争参加資格要件
①　単体の場合　「土木工事」において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,320点以上であること。）
②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　「土木工事」において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上ある２者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けたものを除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に揚げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者
㋐　同種工事（下記ⓐを必要とする。）
ⓐ　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上で施工延長600m以上の道路トンネル工事。（複数の道路トンネルでの延べ延長は実績として認めない。）
②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外
㋐　同種工事（下記ⓐを必要とする。）
ⓐ　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で施工延長300m以上の道路トンネル工事。（複数の道路トンネルでの延べ延長は実績として認めない。）
⑸　次に揚げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任できること。
①　専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。
②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に揚げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
㋐　同種工事（下記ⓐを必要とする。）
ⓐ　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で施工延長300m以上の道路トンネル工事（複数の道路トンネルでの延べ延長は実績として認めない。）
③　現場代理人・主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に揚げる事項を満たしていること。
①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有してから営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有してから営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有すること。
③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
④　当社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。
⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑼　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。